

甲賀市こども家庭センター条例案要綱

1 制定の理由

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「甲賀市こども家庭センター」を設置するため、条例を制定します。

2 制定の概要

- (1) こども家庭センターの名称及び位置（所在地）を定めます。

【第 2 条関係】

- (2) こども家庭センターで行う業務の内容を定めます。

【第 3 条関係】

- (3) こども家庭センターには、センター長、統括支援員のほか、必要な職員を置きます。

【第 4 条関係】

- (4) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

【付則関係】

3 その他

こども家庭センターを設置することで、母子保健機能（従前の「子育て世代包括支援センター」が果たしてきた機能）及び児童福祉機能（従前の「子ども家庭総合支援拠点」が果たしてきた機能）の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、②子どもとその家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供することをめざします。